

港区内の郵便局と土木事務所が 道路損傷等に関する協定を締結しました！

このたび、港区内全 19 郵便局及びゆうちょ銀行港南店と港南土木事務所は、郵便局員及びゆうちょ銀行員が勤務中に発見した道路施設の不具合などを、土木事務所に報告する協定を締結しました。

1 協定の内容

(1) 目的

郵便局員及びゆうちょ銀行員から土木事務所への報告により、道路・河川施設などの不具合の早期発見を図り、市民の安全・安心に資すること。

(2) 報告者

港区内全 19 郵便局及びゆうちょ銀行港南店の全社員

(3) 主な報告内容

道路・河川施設などの不具合箇所や不法投棄の箇所等

(4) 報告方法

所定の様式を用いた F A X 送信・電話のほか、スマートフォンなどのカメラ付き携帯電話から写真付きの電子メールを送付する方法等としています。

2 協定を締結した日時・場所・出席者

(1) 日時：令和2年9月28日（月）10時から10時30分

(2) 場所：港南土木事務所 2階会議室（港南区丸山台一丁目9-10）

(3) 出席者

ア 郵便局及びゆうちょ銀行

港南郵便局長、港南台郵便局長、ゆうちょ銀行港南店長、横浜笹下郵便局長、横浜日限山郵便局長、横浜上大岡郵便局長、横浜永田郵便局長（横浜市南部地区連絡会統括）、横浜上中里郵便局長（横浜市南部地区地公体担当）、南関東支社地域連携担当部長、地公体推進担当

イ 港南土木事務所

所長、副所長

3 協定に基づく取組の開始日

令和2年10月1日（木）

